

こうちの木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正案 (新)	(旧)
<p data-bbox="448 178 1139 212">こうちの木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="136 275 427 308">第1条～第12条 略</p> <p data-bbox="195 369 1308 548">附 則 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただしこの要綱に基づき交付された補助金については、第7条第4項、第8条、第9条及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p data-bbox="195 606 979 640">附 則 この要綱は、平成29年4月6日から施行する。</p> <p data-bbox="195 653 991 686">附 則 この要綱は、平成30年3月29日から施行する。</p> <p data-bbox="195 699 991 732">附 則 この要綱は、平成31年3月19日から施行する。</p> <p data-bbox="195 745 979 779">附 則 この要綱は、令和2年3月24日から施行する。</p> <p data-bbox="195 791 991 825"><u>附 則 この要綱は、令和3年3月24日から施行する。</u></p> <p data-bbox="136 989 379 1022">様式の押印を廃止</p>	<p data-bbox="1828 178 2519 212">こうちの木の住まい普及推進事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1516 275 1807 308">第1条～第12条 略</p> <p data-bbox="1576 369 2689 548">附 則 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただしこの要綱に基づき交付された補助金については、第7条第4項、第8条、第9条及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p data-bbox="1576 606 2359 640">附 則 この要綱は、平成29年4月6日から施行する。</p> <p data-bbox="1576 653 2371 686">附 則 この要綱は、平成30年3月29日から施行する。</p> <p data-bbox="1576 699 2371 732">附 則 この要綱は、平成31年3月19日から施行する。</p> <p data-bbox="1576 745 2359 779">附 則 この要綱は、令和2年3月24日から施行する。</p>